特定個人情報保護評価について

特定個人情報保護評価とは

- 〇 特定個人情報ファイル(※)を保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための<u>適切な措置を講ずることを宣言</u>するものであり、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保を目的とする番号法上の制度措置(番号法第27条、第28条、特定個人情報保護評価に関する規則)
- ※ 特定個人情報ファイルとは、個人番号(マイナンバー)をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。

評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
- ⑥ 情報提供NWSを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- ※上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、 特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価書の内容

(全項目評価書の例)

I 基本情報

- Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(入手・使用、委託、提供・移転、保管・消去等)
- Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク 対策
- 1. 特定個人情報ファイル名
- 2. 特定個人情報の入手
- 3. 特定個人情報の使用
- 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
- 5. 特定個人情報の提供・移転 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
- 7. 特定個人情報の保管・消去

Ⅳ その他のリスク対策

- 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発 3. その他のリスク対策
- <u>V</u> 開示請求、問合せ
- VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の実施

特定個人情報ファイルを保有する前(プログラミング前)に実施

しきい値判断(※1)

①対象人数、②取扱者数、③特定個人情報に関する重大事故の発生の有無に基づき、実施すべき特定個人情報保護評価の種類を判断



評価書を個人情報保護委員会に提出し、公表

- ※1 しきい値とは、境界となる値のことをいい、その値を境として、とるべき手法が選択されるもの。
- ※2 行政機関の長等(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人を除く。)においては、国民の 意見聴取及び個人情報保護委員会の承認が必要。

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人においては、<u>住民等の意見聴取</u>及び<u>第三者点</u> 検が必要。

特定個人情報保護評価の再実施等

- 特定個人情報保護評価の再実施が必要な場合は次のとおり。
 - ・特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加えようとするとき
 - ・特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり 新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたとき
 - ・最後に評価を実施し、公表した日から一定期間(5年)を経過する前(努力義務) ※その他の変更が生じたときは、評価書を修正。
- 少なくとも1年に1回は評価書の見直しを行うよう努める。

評価実施機関における特定個人情報保護評価書の公表の状況

(令和5年3月31日時点)

評価実施機関	評価書を公表した 機関数	評価対象事務数	評価書種別		
			基礎項目	重点項目	全項目
行政機関の長	10	20	9	0	11
地方公共団体の長 その他の機関	2,190	36,514	34,189	1,679	646
独立行政法人等	50	57	48	1	8
地方独立行政法人	2	2	2	0	0
地方公共団体情報 システム機構	1	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	644	734	608	42	84
計	2,897	37,328	34,856	1,722	750

[※] 全項目評価又は重点項目評価を実施する事務の場合は、全項目評価書又は重点項目評価書と併せて基礎項目評価書を公表すること となるが、この場合の基礎項目評価書の数は計上していない。